

1 1 母子世帯の母の勤務先事業所の規模

母子世帯の母が現在就業している事業所の規模としては、「6～29人」が最も多く、300人未満の規模が全体の7割強となっている。前回調査と比較すると300人以上規模の割合が9.2%増加している。

表1 1 勤務先の事業所の規模

	総 数	1～5人	6～29人	30～99人	100～299人	300～999人	1000人以上 又は官公庁	その他
平成10年	(100.0)	( 18.8)	( 24.9)	( 20.0)	( 13.3)	( 7.4)	( 8.6)	( 2.6)
平成15年 千世帯 1,017.3	(100.0)	( 14.8)	( 23.6)	( 17.3)	( 15.5)	( 12.5)	( 12.7)	( 3.6)

1 2 ひとり親世帯の親の帰宅時間

(1) 帰宅時間

母子世帯の母では、「午後6時以前」に帰宅する者が41.0%と最も多くなっているが、父子世帯の父の帰宅時間では、「午後6～8時」が44.0%と最も多くなっている。

表1 2 - (1) 就業者の帰宅時間

区 分	総 数	午後6時以前	午後6～8時	午後8～10時	午後10時以降	一定でない
母子世帯	平成10年 (100.0)	( 42.6)	( 33.6)	( 6.7)	( 7.4)	( 9.7)
	平成15年 千世帯 1,017.3	( 41.0)	( 35.0)	( 6.7)	( 5.1)	( 12.2)
父子世帯	平成10年 (100.0)	( 19.6)	( 47.2)	( 16.8)	( 7.0)	( 9.4)
	平成15年 千世帯 158.5	( 16.9)	( 44.0)	( 18.7)	( 10.8)	( 9.6)

(2) 就業上の地位別の構成割合

就業している母のうち「臨時・パート」の帰宅時間は「午後6時以前」が55.9%と最も多くなっている。

また、「常用雇用者」の帰宅時間は母子世帯と父子世帯ともに「午後6～8時」が最も多くなっている。

表1 2 - (2) - 1 現在就業している母の地位別帰宅時間の構成割合

区 分	総 数	午後6時以前	午後6～8時	午後8～10時	午後10時以降	一定でない
平成15年 総 数	千世帯 1,017.3	( 41.0)	( 35.0)	( 6.7)	( 5.1)	( 12.2)
	(100.0)					
常用雇用者	398.5	( 26.3)	( 49.1)	( 8.4)	( 1.8)	( 14.4)
	(100.0)					
臨時・パート	498.1	( 55.9)	( 24.6)	( 3.2)	( 5.3)	( 11.0)
	(100.0)					

(注) 総数は不詳を除いた値である。

表12-(2)-2 現在就業している父の地位別帰宅時間の構成割合

区 分	総 数	午後6時以前	午後6～8時	午後8～10時	午後10時以降	一定でない
平成15年 総 数	千世帯 158.5 (100.0)	( 16.9)	( 44.0)	( 18.7)	( 10.8)	( 9.6)
常用雇用者	120.3 (100.0)	( 17.5)	( 42.1)	( 23.8)	( 7.9)	( 8.7)

(注) 総数は不詳を除いた値である。

13 母子世帯の母の離婚を契機とした転職

母子世帯になる前に就業していた者のうち、離婚を契機に転職をした者が47.8%となっている。  
仕事を変えた理由として、「収入がよくない」が35.7%と最も多くなっている。

表13-1 母の離婚を契機とした転職の有無

総 数	転職した	転職していない
平成15年 千世帯 819.8 (100.0)	( 47.8)	( 52.2)

表13-2 仕事を変えた理由

総 数	収入がよくない	勤め先が自宅から遠い	労働時間があわない	健康がすぐれない	社会保険がない又は不十分	身分が安定していない
平成15年 千世帯 819.8 ( 100.0)	( 35.7)	( 10.8)	( 10.6)	( 7.0)	( 4.9)	( 2.9)

職場環境になじめない	仕事の内容がよくない	休みが少ない	経験や能力が発揮できない	そ の 他
( 0.7)	( 0.7)	( 0.7)	( 0.7)	( 25.4)

1 4 母子世帯の母の転職希望

母子世帯の母で現在就業している者のうち、「仕事を続けたい」と回答した者が 64.2 %、「仕事を变えたい」と回答した者が 34.8 %となっている。

従業上の地位が「常用雇用者」である者のうち、「仕事を变えたい」と回答した者が 24.6 %となっており、「臨時・パート」である者のうち、「仕事を变えたい」と回答した者が 44.4 %となっている。

年齢が低い者の方が高い者と比べ「仕事を变えたい」と回答する割合が高い傾向がある。

表 1 4 - 1 母の転職希望の有無

総 数	仕事を続けたい	仕事を变えたい	仕事をやめたい
平成10年 785.8 (100.0)	( 68.8)	( 29.2)	( 2.0)
平成15年 千世帯 1,017.3 (100.0)	( 64.2)	( 34.8)	( 1.0)

表 1 4 - 2 母の転職希望の有無 (従業上の地位別)

	総 数	事業主	常 用 雇用者	臨時・ パート	派遣 社員	家 族 従事者	その他
平成15年 総 数	千世帯 1,017.3 (100.0)	43.2 (100.0)	398.5 (100.0)	498.1 (100.0)	45.0 (100.0)	15.0 (100.0)	17.6 (100.0)
仕事を続けたい	( 64.2)	( 77.6)	( 74.3)	( 54.7)	( 56.9)	( 88.2)	( 70.0)
仕事を变えたい	( 34.8)	( 22.4)	( 24.6)	( 44.4)	( 41.2)	( 11.8)	( 30.0)
仕事をやめたい	( 1.0)	( - )	( 1.1)	( 0.9)	( 2.0)	( - )	( - )

表 1 4 - 3 母の転職希望の有無 (年齢階級別)

総 数	総 数	20歳 未満	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳 以上
平成15年 総 数	千世帯 1,017.3 (100.0)	0.9 (100.0)	106.7 (100.0)	394.9 (100.0)	402.0 (100.0)	88.2 (100.0)	4.4 (100.0)
仕事を続けたい	( 64.2)	(100.0)	( 60.3)	( 61.2)	( 66.0)	( 73.0)	( 40.0)
仕事を变えたい	( 34.8)	( - )	( 39.7)	( 37.5)	( 33.1)	( 27.0)	( 60.0)
仕事をやめたい	( 1.0)	( - )	( - )	( 1.3)	( 0.9)	( - )	( - )

表14-4 仕事を变えたい理由

総 数	収入がよくない	勤め先が自宅から遠い	労働時間があわない	健康がすぐれない	社会保険がない又は不十分	身分が安定していない
平成10年 229.3 (100.0)	(57.1)	(4.5)	(7.6)	(6.5)	(*)	(*)
平成15年 千世帯 354.4 (100.0)	(54.5)	(8.7)	(8.0)	(5.7)	(4.5)	(3.7)

職場環境になじめない	仕事の内容がよくない	休みが少ない	経験や能力が発揮できない	その他
(3.7)	(5.9)	(*)	(*)	(14.4)
(3.0)	(2.7)	(2.7)	(1.2)	(5.2)

15 母子世帯の母で就業していない者の就業希望等

母子世帯の母で不就業の者のうち、「就職したい」と回答した者が、86.2%となっており、前回調査と比べ、割合が13.1%増加している。

また、就業希望を持っている者のうち、就職していない(できない)理由として、「求職中」が33.5%が最も多く、次いで「病気」が24.0%、「子どもの世話をする人がいない」が12.5%となっている。

表15-1 不就業中の母の就職希望の有無

総 数	就職したい	就職は考えていない
平成10年 千世帯 130.2 (100.0)	95.2 (73.1)	32.4 (24.9)
平成15年 千世帯 204.5 (100.0)	176.3 (86.2)	28.2 (13.8)

表15-2 不就業中で就職したい者について、就職していない(できない)理由

総 数	求 職 中	時間について条件の合う仕事がない	収入面で条件の合う仕事がない	子どもの世話をしてくれる人がいない	病気(病弱)で働けない	職業訓練、技能習得中	その他
平成10年 千世帯 95.2 (100.0)	(40.1)	(*)	(*)	(15.6)	(19.0)	(4.8)	(17.0)
平成15年 千世帯 176.3 (100.0)	(33.5)	(11.5)	(3.5)	(12.5)	(24.0)	(3.5)	(11.5)

16 ひとり親世帯の平成14年の年間収入

(1) 平均年間収入等

母子世帯の平成14年の年間の平均収入金額（平均世帯人員 3.36人）は 212万円となっており、前回調査に比べ17万円の減少となっている。

一方、父子世帯の平均収入金額（平均世帯人員 3.97人）は390万円となっており、前回調査に比べ32万円の減少となっている。また、母子世帯と父子世帯の平均収入金額を比較すると178万円の差がある。

表16-(1) 平成14年の年間収入状況

	母子世帯		父子世帯		
	平成9年	平成14年	平成9年	平成14年	
平均世帯人員	3.16人	3.36人	3.45人	3.97人	
平均有業人員	1.05人	0.88人	1.11人	0.97人	
平均収入金額	229万円	212万円	422万円	390万円	
	うち就労収入	*	162万円	*	320万円
分布の代表値	第Ⅰ4分位数	118万円	113万円	251万円	233万円
	第Ⅱ4分位数 (中央値)	194万円	183万円	405万円	362万円
	第Ⅲ4分位数	291万円	276万円	578万円	513万円
世帯人員1人当たり 平均収入金額	73万円	63万円	122万円	98万円	
有業人員1人当たり 平均収入金額	218万円	242万円	380万円	402万円	

(注) ・平均収入金額とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入（手取り）、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額  
 ・母子世帯の平均有業人員は、母と20歳未満の有業者の平均人員

(参考) 一般世帯と母子世帯の比較

	一般世帯	母子世帯	一般世帯を100とした場合の母子世帯の平均収入
平成9年	657.7万円	229万円	34.8
平成14年	589.3万円	212万円	36.0

(注) ・一般世帯については国民生活基礎調査の平均所得より抜粋。  
 ・平成9年から平成14年の平均収入の実質価値の変動を消費者物価指数を用いて算定したところ、一般世帯が 8.0 %減に対し、母子世帯は 5.0 %減となっている。

(2) 就労収入の構成割合

全体の平均年間就労収入については、母子世帯が 162 万円に対し、父子世帯が 320 万円となっている。

就業している母のうち「臨時・パート」の就労収入は 110 万円で、収入階級別では「100万円未満」が 48.3 %と最も多くなっている。

就業している父のうち「常用雇用者」の就労収入は 450 万円となっている。

表 16 - (2) - 1 現在就業している母の地位別年間就労収入の構成割合

	総 数	100万円 未満	100~200 万円未満	200~300 万円未満	300~400 万円未満	400~500 万円未満	500~600 万円未満	600万円 以上	平均年間 就労収入
平成15年 総 数	千世帯 879.8 (100.0)	( 30.7)	( 38.1)	( 18.4)	( 6.8)	( 3.2)	( 1.6)	( 1.2)	162万円
常用雇用者	356.1 (100.0)	( 7.9)	( 31.7)	( 32.4)	( 14.1)	( 7.7)	( 3.5)	( 2.7)	252万円
臨時・パート	424.9 (100.0)	( 48.3)	( 44.2)	( 6.0)	( 1.2)	( 0.2)	( - )	( - )	110万円

(注) 総数は不詳を除いた値である。

表 16 - (2) - 2 現在就業している父の地位別年間就労収入の構成割合

	総 数	100万円 未満	100~200 万円未満	200~300 万円未満	300~400 万円未満	400~500 万円未満	500~600 万円未満	600万円 以上	平均年間 就労収入
平成15年 総 数	千世帯 114.6 (100.0)	( 3.3)	( 10.0)	( 22.5)	( 19.2)	( 14.2)	( 12.5)	( 18.3)	320万円
常用雇用者	89.8 (100.0)	( - )	( 6.4)	( 21.3)	( 21.3)	( 13.8)	( 14.9)	( 22.3)	450万円

(注) 総数は不詳を除いた値である。

(3) 母子世帯の末子の状況別平均収入

末子が小学校入学前である母子世帯の平均収入金額は 181 万円となっており、前回調査と比べて 14 万円増加している。一方、末子が小学生である母子世帯の平均収入金額は 197 万円となっており、前回調査と比べて 28 万円減少している。

最も減少幅が大きかった、末子が中学生である母子世帯の平均収入金額は、前回調査と比べて 34 万円減少している。

表16-(3) 末子の状況別母子世帯の平均収入金額

	総数	100万円未満	100~200万円未満	200~300万円未満	300~400万円未満	400~500万円未満	500~600万円未満	600万円以上	平均収入金額
総数	平成10年 (100.0)	( 18.7)	( 33.0)	( 24.9)	( 10.9)	( 4.9)	( 2.7)	( 4.7)	229万円
	平成15年 千世帯 1,118.7 (100.0)	( 20.3)	( 35.9)	( 23.4)	( 11.1)	( 5.0)	( 1.7)	( 2.5)	212万円
小学校 入学前	平成10年 (100.0)	( 38.0)	( 34.4)	( 13.0)	( 6.9)	( 1.8)	( 2.5)	( 3.3)	167万円
	平成15年 千世帯 284.7 (100.0)	( 29.7)	( 36.8)	( 17.3)	( 9.9)	( 3.7)	( 0.9)	( 1.5)	181万円
小学生	平成10年 (100.0)	( 14.3)	( 37.2)	( 27.1)	( 11.6)	( 4.9)	( 1.7)	( 3.2)	225万円
	平成15年 千世帯 374.7 (100.0)	( 22.1)	( 40.5)	( 21.6)	( 8.7)	( 3.5)	( 1.9)	( 1.6)	197万円
中学生	平成10年 (100.0)	( 9.6)	( 28.4)	( 31.9)	( 14.4)	( 7.0)	( 2.2)	( 6.6)	267万円
	平成15年 千世帯 200.1 (100.0)	( 12.8)	( 33.5)	( 32.2)	( 11.0)	( 4.8)	( 3.1)	( 2.6)	233万円
高校生	平成10年 (100.0)	( 11.2)	( 34.3)	( 26.9)	( 12.4)	( 6.6)	( 3.3)	( 5.4)	252万円
	平成15年 千世帯 173.7 (100.0)	( 10.2)	( 31.0)	( 27.9)	( 14.2)	( 8.1)	( 2.0)	( 6.6)	267万円

(注) ・総数は不詳を除いた値である。

・平均収入金額については、上段括弧は平成9年、下段は平成14年である。

17 離婚母子世帯における父親からの養育費の状況

(1) 相談相手

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係で相談した者は、54.0%となっており、このうち主な相談相手としては「親族」が43.2%と最も多く、次いで「家庭裁判所」が26.5%となっている。

表17-(1) 養育費の主な相談相手

総数	相談した						相談していない	
	親族	知人・隣人	県・市区町村窓口、母子自立支援員	弁護士	家庭裁判所	その他		
平成10年 千世帯 642.0 (100.0)	(54.1) (100.0)	(41.9)	(7.0)	(6.6)	(11.0)	(28.6)	(4.9)	(44.1)
平成15年 千世帯 978.5 (100.0)	(54.0) (100.0)	(43.2)	(7.7)	(5.5)	(11.4)	(26.5)	(5.7)	(46.0)

(2) 養育費の取り決め

養育費の取り決め状況は、「取り決めをしている」が34.0%、「取り決めをしていない」が66.0%となっている。

「調停離婚」をした者は「協議離婚」をした者と比べて、養育費の「取り決めをしている」割合が高く、就労収入が高い者は低い者と比べて、養育費の「取り決めをしている」割合が高い傾向がある。

なお、養育費の取り決めをしていない理由については、「相手に支払う意思や能力がないと思った」とする回答が約半数となっている。

表17-(2)-1 養育費の取り決め状況等

総数	養育費の取り決めをしている			養育費の取り決めをしていない
		文書あり	文書なし	
平成10年 千世帯 653.6 (100.0)	(35.1) (100.0)	(66.7)	(31.9)	(59.7)
平成15年 千世帯 978.5 (100.0)	(34.0) (100.0)	(64.7)	(35.3)	(66.0)

表17-(2)-2 養育費の取り決めの有無（母子世帯になってからの年数階級別）

	総 数	0～2 年目	2～4 年目	4～6 年目	6～8 年目	8～10 年目	10年 目以上
平成15年 総 数	千世帯 978.5 (100.0)	308.5 (100.0)	181.6 (100.0)	113.7 (100.0)	100.5 (100.0)	75.8 (100.0)	119.9 (100.0)
取り決めている	( 34.0)	( 34.0)	( 35.0)	( 30.2)	( 36.0)	( 32.6)	( 38.2)
取り決めている 取り決めている	( 66.0)	( 66.0)	( 65.0)	( 69.8)	( 64.0)	( 67.4)	( 61.8)

表17-(2)-3 養育費の取り決めの有無（離婚の方法別）

	総 数	協議離婚	調停離婚	審判離婚	裁判離婚
平成15年 総 数	千世帯 978.5 (100.0)	828.7 (100.0)	129.6 (100.0)	3.5 (100.0)	16.7 (100.0)
取り決めている	( 34.0)	( 27.2)	( 74.8)	( 50.0)	( 47.4)
取り決めている 取り決めている	( 66.0)	( 72.8)	( 25.2)	( 50.0)	( 52.6)

表17-(2)-4 養育費の取り決めの有無（就労収入階級別）

総 数	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400～500 万円未満	500～600 万円未満	600万円 以上
平成15年 総 数	千世帯 978.5 (100.0)	274.2 (100.0)	296.2 (100.0)	144.6 (100.0)	47.6 (100.0)	22.0 (100.0)	8.8 (100.0)	7.1 (100.0)
取り決めている	( 34.0)	( 36.7)	( 33.3)	( 34.1)	( 55.6)	( 44.0)	( 50.0)	( 62.5)
取り決めている 取り決めている	( 66.0)	( 63.3)	( 66.7)	( 65.9)	( 44.4)	( 56.0)	( 50.0)	( 37.5)

表17-(2)-5 養育費の取り決めをしていない理由

総数	相手に支払う意思や能力がないと思った	相手と関わりた くない	取り決めの交渉 をしたが、まとま らなかった	取り決めの交渉 がわずらわしい	相手に養育費を 請求できるとは 思わなかった
平成10年 千世帯 390.0 (100.0)	( 61.1)	( * )	( 11.3)	( 6.5)	( 2.8)
平成15年 千世帯 646.2 (100.0)	( 48.0)	( 20.6)	( 9.8)	( 3.8)	( 2.9)
	現在交渉中又は今 後交渉予定である	自分の収入で経済 的に問題がない	子どもを引きとっ た方が、養育費を 負担するものと思 っていた	そ の 他	
	( 0.8)	( 3.0)	( 2.2)	( 11.0)	
	( 2.2)	( 1.0)	( 0.7)	( 11.1)	

(3) 養育費の受給状況

離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が 17.7 %となっている。

母子世帯になってからの年数が短いほど、「現在も受けている」と回答した者の割合が高い傾向となっており、このうち母子世帯になってからの年数が「0～2年目」である者が 26.0 %と最も多くなっている。

「調停離婚」をした者は「協議離婚」をした者と比べて、養育費の「現在も受けている」割合が高い。

養育費を現在も受けている又は受けたことがある者の平均月額額は 44,660 円となっており、前回調査と比べて 8,540 円減少している。

表17-(3)-1 養育費の受給状況

総数	現在も養育費を受け ている	養育費を受けたこと がある	養育費を受けたこと がない
平成10年 千世帯 653.6 (100.0)	( 20.8)	( 16.4)	( 60.1)
平成15年 千世帯 978.5 (100.0)	( 17.7)	( 15.4)	( 66.8)

表17-(3)-2 養育費の受給状況(母子世帯になってからの年数階級別)

	総数	0～2年目	2～4年目	4～6年目	6～8年目	8～10年目	10年目以上
平成15年 総数	千世帯 978.5 (100.0)	308.5 (100.0)	181.6 (100.0)	113.7 (100.0)	100.5 (100.0)	75.8 (100.0)	119.9 (100.0)
現在も受けている	(17.7)	(26.0)	(18.9)	(12.4)	(12.3)	(15.1)	(11.0)
過去に受けたことがある	(15.4)	(8.3)	(19.4)	(16.3)	(20.2)	(14.0)	(23.5)
受けたことがない	(66.8)	(65.7)	(61.7)	(71.3)	(67.5)	(70.9)	(65.4)

表17-(3)-3 養育費の受給状況(離婚の方法別)

	総数	協議離婚	調停離婚	審判離婚	裁判離婚
平成15年 総数	千世帯 978.5 (100.0)	828.7 (100.0)	129.6 (100.0)	3.5 (100.0)	16.7 (100.0)
現在も受けている	(17.7)	(14.6)	(37.4)	(25.0)	(21.1)
過去に受けたことがある	(15.4)	(12.9)	(31.3)	(25.0)	(15.8)
受けたことがない	(66.8)	(72.6)	(31.3)	(50.0)	(63.2)

表17-(3)-4 養育費の受給状況(就労収入階級別)

総数	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600万円以上
平成15年 総数	千世帯 978.5 (100.0)	274.2 (100.0)	296.2 (100.0)	144.6 (100.0)	47.6 (100.0)	22.0 (100.0)	8.8 (100.0)	7.1 (100.0)
現在も受けている	(17.7)	(22.8)	(17.3)	(11.6)	(24.1)	(28.0)	(10.0)	(37.5)
過去に受けたことがある	(15.4)	(10.0)	(17.6)	(21.3)	(22.2)	(20.0)	(30.0)	(12.5)
受けたことがない	(66.8)	(67.2)	(65.2)	(67.1)	(53.7)	(52.0)	(60.0)	(50.0)

表17-(3)-5 養育費を現在も受けている又は受けたことがある者の養育費(1世帯平均)の状況

総数	額が決まっている	1世帯平均月額	額が決まっていない
平成10年 千世帯 243.6 (100.0)	(79.5)	53,200円	(15.2)
平成15年 千世帯 324.4 (100.0)	(77.7)	44,660円	(22.3)